

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号 最終改正 平成 26 年 2 月 12 日 25 建企第 538 号 本運用指針は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 施工体制確認型総合評価落札方式の実施にあたっては、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（以下「施工体制確認型試行要領」という）及び本運用指針によるものとする。 2 削除	長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号 本運用指針は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 施工体制確認型総合評価落札方式の実施にあたっては、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（以下「施工体制確認型試行要領」という）及び本運用指針によるものとする。 2 施工体制確認型の評価の方法 (1) 施工体制確認型の評価点は、以下の算定方法により算定する。（図 1・表 1 参照） ① 施工体制評価点（β） 施工体制評価点は、評価項目毎に 2 段階で評価（15 点/0 点）するものとする。 ② 技術提案に対する加算点（施工体制評価後） 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、施工体制評価前の技術提案に対する加算点に付与された施工体制評価点の満点に対する割合（$\beta/30$）を乗じた点数とする。 ③ 技術提案以外の加算点 技術提案以外の加算点については、施工体制評価後の補正は行わない。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
2 開札 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）施行要領運用指針（平成19年1月19日18監第468号）（以下「標準型試行要領運用指針」という。）8は適用しないものとし、以下の内容とする。 入札執行者は開札の後「保留」を宣言し、次のことを告げるものとする。 （エ、オ、カについては、該当者があった場合のみ） ア 全入札参加者の商号又は名称及び応札金額 イ 落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。 ウ ランダム係数、予定価格及び長崎県建設工事低入札価格調査制度要領（平成25年長崎県告示第709号）（以下「低入札要領」という。）第3条の規定に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）（特定調達契約等）。 エ 施工体制確認型試行要領5の規定に基づく追加資料の提出（開札日の翌日より起算して4日以内（休日を除く））及び施工体制確認型試行要領6の規定に基づく聴き取り調査の実施（追加資料の提出期限日の翌日より起算して5日以内（休日を除く）） オ 低入札要領第4条の規定に基づく低入札調査対象者（以下「低入札調査対象者」という。）のうち、エの調査の結果、施工体制確認型試行要領9（1）の規定により入札の無効とならなかった者は、低入札要領第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領」（平成25年6月28日25建企第207号）に基づく特別重点調査に伴う資料の提出（資料の提出の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く））。	

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
カ その他必要な事項（談合情報や不自然な入札結果の場合には、その旨）。 また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページに掲載し、落札者の決定後にについては紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその商号又は名称並びにランダム係数、予定価格及び低入札調査基準価格を公表するものとする。 さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後においては、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。	
3 追加資料の提出 (1) 施工体制確認型試行要領 5 (1) の規定に基づく追加資料を求められた者（以下「追加資料提出者」という。）は、別紙－1 とあわせて、追加資料として表－1 に記載した各様式を、4 (1) の通知日の翌日より起算して4 日以内（休日を除く）に提出しなければならない。 (2) 提出の方法は、持参または郵送（一般書留または簡易書留に限る）とする。 (3) 追加資料各様式の記載要領は、「低入札価格調査資料及び施工体制確認型総合評価落札方式追加資料作成要領」（平成25年6月28日25建企第206号）によるものとする。 (4) 追加資料提出者は、別紙－2 により、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。	3 追加資料の提出 (1) 施工体制確認型試行要領 5 (2) の追加資料提出者は、別紙－1 とあわせて、追加資料として表－2 に記載した各様式を、4 条 (1) の通知日の翌日より起算して4 日以内（休日を除く）に提出しなければならない。 (2) 提出の方法は、持参または郵送（一般書留または簡易書留に限る）とする。 (3) 追加資料各様式の記載要領は、低入札価格調査資料及び施工体制確認型総合評価落札方式追加資料作成要領によるものとする。 (4) 追加資料提出者は、別紙－2 により、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
4 聴取り調査の実施 (1) 施工体制確認型試行要領 6 (1) の規定により、契約担任者は、聴取対象者に対し、追加書類の提出期限及び聴取り調査の日時・場所等を、<u>別途通知するものとする。</u> (2) 聴取り調査は、<u>4 (1) の追加資料の提出期限日の翌日より起算して5日以内（休日を除く）</u>に行うものとする。 (3) 聴取り調査に当たって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む3名以内とする。 (4) 聴き取り調査は、「追加資料」・「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日20建企第233号）に基づく「工事費内訳書」（以下「工事費内訳書」という）・<u>長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成19年1月19日18監第468号）5</u>に基づく「技術資料」等に基づいて施工体制の審査を行うが、「聴取り調査時において明確な説明・証明に必要と思われる資料」（以下説明資料という）は、全て持参し契約担任者の求めに応じて提出しなければならない。	4 聴取り調査の実施 (1) 施工体制確認型試行要領 6 (1) の規定により、契約担任者は、聴取対象者に対し、追加書類等の提出期限及び聴取り調査の日時・場所等を、「<u>特定調達契約該当工事の開札結果等の通知について</u>」による開札結果通知書（様式第1号）より通知する。 (2) 聴取り調査は、<u>3 (1) の追加資料の提出日の翌日より起算して5日以内（休日を除く）</u>に行うものとする。 (3) 聴取り調査に当たって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む3名以内とする。 (4) 聴き取り調査は、「追加資料」・「工事費内訳書」・「技術提案資料」等に基づいて施工体制の審査を行うが、聴取り調査時において明確な説明・証明に必要と思われる資料は、全て持参し契約担任者の求めに応じて提出しなければならない。
5 施工体制の確認に係る審査方法 施工体制の確認に関する審査は、<u>長崎県総合評価落札方式（標準型）試行要領 5</u>に基づく技術資料、聴取り調査の結果および追加書類等に基づき、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。	5 施工体制の確認に係る審査方法 施工体制の確認に関する審査は、<u>長崎県総合評価落札方式（標準型）試行要領 5</u>に基づく技術資料、聴取り調査の結果および追加書類等に基づき、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 また、聴取り調査は原則として提出した資料（追加資料・工事費内訳

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること <u>入札価格の範囲内において「入札説明書にて示された求める要求要件」</u> <u>(以下「要求要件」という。)</u>が実現できるかを審査する。審査の結果、 要求要件が確実に実現できると認めるときは、施工体制評価点を与える ものとする。 (2) 品質確保の実効性 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制 づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるか について審査する。 入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないこ ぎは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこ ととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制をどのように 構築するかが具体的に確認できる場合に限り、品質確保の実効性に係る 施工体制評価点を加点する。 ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に 行うことが可能と認められるか。	<u>書・技術提案資料等）をもとに説明を行うこと。提出した資料以外の資</u> <u>料で明確な説明・証明が可能であればヒアリング実施者の了解のもとで</u> <u>提示することができ。資料を持参しない場合、提示できない場合及び</u> <u>提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施</u> <u>工体制評価点を加点しない。</u> (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること 入札価格の範囲内において設計図書等において求める要求要件が実現 できるかを審査する。審査の結果、要求要件が確実に実現できると認め るときは、施工体制評価点を与えるものとする。 (2) 品質確保の実効性 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制 づくりを行い、それが設計図書等において求める要求要件の実現に係る 確実性の向上につながるかについて審査する。 入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないこ ぎは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこ ととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制をどのように 構築するかが具体的に確認できる場合に限り、品質確保の実効性に係る 施工体制評価点を加点する。 ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に 行うことが可能と認められるか。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
② 安全確保の体制が構築されると認められるか。 ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。 (3) 施工体制確保の確実性 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのような施工体制づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制をどのように構築するか具体的に確認できる場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。 ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。 (4) 見積書等との関連性 上記(2)及び(3)の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書を審査する。また、説明資料との整合性を審査する。 ① 当該価格で入札した理由が妥当であり、説明資料と整合するか。 ② 必要経費の計上が的確であり要求要件及び技術提案の実現が可能と認められるか。	② 安全確保の体制が構築されると認められるか。 ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。 (3) 施工体制確保の確実性 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのような施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制をどのように構築するか具体的に確認できる場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。 ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。 (4) 見積書等との関連性 上記(2)及び(3)の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書を審査する。また、関連資料との整合性を審査する。 ① 当該価格で入札した理由が妥当であり、関連資料と整合するか。 ② 必要経費の計上が的確であり要求要件及び技術提案の実現が可能と認められるか。

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
<u>6 削除</u> <u>6 施行期日</u> この運用指針は、平成25年7月1日から適用する。 この運用指針は、平成26年4月1日から適用する。	<u>6 追加書類等の不備等</u> 施工体制確認型試行要領第9条の(1)の規定の無効となる要件とは、表-3によるものとする。 <u>7 施行期日</u> この運用指針は、平成25年7月1日から適用する。

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

図-1 削除

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

表-1

表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-1

追加資料一覧 (施工体制確認型) 表省略

改正後

図-1 削除

図-1

図-1 図-1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

技術提案に対する『加算点』

施工体制確認型総合評価方式

『標準点=100点』

技術提案以外の『加算点』

施工体制評価点β点

技術提案に対する『加算点』
(施工体制評価後)

※1

※2

※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数...(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30 注1) 技術提案に対する加算点

施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針 新旧対照表

改正後		現行	
表-3 削除		表-3 追加資料等に係る入札無効要件	
表-3	削除	番号	区分
		様番号	入札を無効とする具体的要件
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同等と見做せる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料に代表者(何ן委任状により委任を受けた者の印を含む。)の押印がない場合
		(6)	資料が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式等を入力し、使用している場合
		(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
		(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
		(1)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(2)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(1)	入札説明書等に記載された要求要件を表現できるか確認できない場合(確認できる資料が不足している場合)
2	記載された内容及び聴取り調査の結果、不備が認められる場合	(2)	記載内容に不備がある場合
		(3)	記載内容と聴取り内容において整合性が図れていない場合
		(4)	各様式間において整合性が図れていない場合
		(1)	指定の期日までに全ての資料が提出されていない場合
3	聴取り調査の対応	(1)	聴取り調査に応じない場合
		(2)	配属予定接洽者が聴取り調査に参加しない場合 (申請された配属予定接洽者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。)
		(3)	指定の時刻までに聴取り調査出席者が集まらず聴取り調査ができない場合

* 認定等の態様は誤り、添付資料等の欠落は無効としない

別紙-1 省略

別紙-1 省略

別紙-2 省略

別紙-2 省略